

新座市 家庭保育室保育料徴収基準表に基づく軽減額一覧

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		基準額(1子目)	2子目以降
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	55,000	55,000
B	A階層を除く市町村民税非課税世帯		
C	A階層を除く市町村民税の所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯(市町村民税の均等割の額のみを課税世帯を含む。)	45,000	50,000
D1	51,800円未満		
D2	51,800円以上61,200円未満		
D3	61,200円以上69,800円未満		
D4	69,800円以上87,600円未満	40,000	45,000
D5	87,600円以上105,600円未満		
D6	105,600円以上123,700円未満		
D7	123,700円以上141,600円未満	30,000	37,000
D8	141,600円以上169,000円未満		
D9	169,000円以上178,300円未満		
D10	178,300円以上195,900円未満		
D11	195,900円以上214,300円未満	20,000	30,000
D12	214,300円以上249,800円未満		
D13	249,800円以上270,800円未満		
D14	270,800円以上304,000円未満		
D15	304,000円以上330,900円未満	12,000	25,000
D16	330,900円以上361,200円未満		
D17	361,200円以上390,800円未満		
D18	390,800円以上420,900円未満		
D19	420,900円以上451,000円未満		
D20	451,000円以上511,200円未満		
	511,200円以上		

単位：円

※ 補助額が保育料を上回る場合には、保育料の額を補助します。

※ 新座市に住所を有し、就労要件等を満たす方に限ります。

※ 同一世帯から2人以上の児童が保育園、認定こども園(保育利用)、地域型保育事業(小規模保育施設)等を利用している場合、年齢の高い順から第1子、第2子と位置付けられます。

※ 世帯に3人以上の子どもの同居している世帯は、新座市多子世帯保育料軽減事業の対象となる場合があります。その場合の補助額は55,000円です。